

事 務 連 絡
平成 30 年 11 月 2 日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（薬事審査管理班担当）

食用動物に用いるアジュバント加ワクチンの使用制限期間の見直しに係
るワクチン添加剤成分の食品健康影響評価（平成 30 年 10 月 30 日時点）

このことについて、本年 10 月 30 日、食品安全委員会から、新たに別紙の 6 成分に
ついて動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無
視できる程度と考えられるとの答申がありましたので、お知らせします。

今回評価結果が答申された成分を含め、同委員会によって評価済みとなった成分の
一覧を別紙にまとめましたので、参考に添付します。

また、食用動物用ワクチンの使用制限期間の見直しについては、農林水産省ホーム
ページ（動物用医薬品関係）に関連情報を掲載していますので、合わせて御参照くだ
さい。

以上のことについて、貴会会員への周知をよろしくお願いします。

<参考>

- 食品安全委員会ホームページ（動物用医薬品関係評価一覧中の「使用制限期間
が設定されている既承認の動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分の人へ
の健康影響」）

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/list?itemCategory=002>

- 農林水産省ホームページ（動物用医薬品）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/index.html>

(別紙)

- 1 ジパルミトイルホスファチジルコリン
- 2 ソルビン酸：1用量中0.20%を超えない濃度までのもの
- 3 モノホスホリルリピッドA【MPLA】：1用量中2.0 μ gまでのもの
- 4 ジンセン抽出物【ニンジンサポニン】
- 5 水酸化アルミニウム：アルミニウム量として1用量中7.6mgまでのもの
- 6 カナマイシン【カナマイシンA】：1用量中0.081 mgまでのもの

【 】内は別名。